

アーク溶接作業における粉じん対策



目 次

1	はじめに	1
2	じん肺とは	2
3	アーク溶接作業における粉じん対策	3
4	アーク溶接作業における粉じん対策の具体例	4
	(1) 局所排気装置 (事例 1～3)	4
	(2) プッシュプル型換気装置 (事例 4～6)	8
	(3) ヒューム吸引トーチ (事例 7)	13
	(4) 全体換気装置 (事例 8～9)	15
	(5) 自動溶接 (事例 10～11)	18
	(6) 低ヒューム溶材	21
5	呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の具体例	22

1 はじめに

じん肺の新規有所見者は減少傾向にあるものの、依然として年間250人近くの新規有所見者が発生しており、そのなかでも金属製品製造業、機械器具製造業を始めとして、アーク溶接作業に係る作業者の占める割合が約4分の1となっている状況です。

粉じん対策については、粉じん障害防止規則（以下「粉じん則」という。）及び第6次粉じん障害防止総合対策（平成15年5月29日付け基発第0529004号及び第0529005号。以下「第6次粉じん対策」という。）に基づき実施されているところであり、アーク溶接作業については、この第6次粉じん対策において重点事項として位置付け、事業者が重点的に講ずべき措置として、局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善、呼吸用保護具の着用の徹底等について、指導が行われています。

本事例集は、アーク溶接作業における労働者の健康障害を防止するため、工学的対策による作業環境の改善に必要かつ有効な具体的対策について、実際に事業場で実施している対策例を集め、作成しました。作業環境の改善を進める際の参考としていただければ幸いです。